

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉圧力容器底部に接続された配管の放射線透過試験を実施していたところ、当該配管内にボルトらしきもの1個（直径約16mm、長さ約40mm）があることを、放射線透過写真により当社社員が確認した。今後、回収作業を実施し、調査する。	A s	10月4日公表済 (PDF125KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室換気空調系空調機（A）出口ダンパを全開・全閉する際、当該ダンパの開閉表示ランプの両点灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	給復水系電動駆動給水ポンプ（A）給水流量調整弁の目視検査において、シート面に噛み傷が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	給復水系電動駆動給水ポンプ（B）給水流量調整弁の目視検査において、シート面に噛み傷が認められたため、当該部を修理	D	
4	3号機	主タービン主油タンク器内圧力計の点検・校正において、計器精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
5	3号機	主蒸気逃し安全弁作動用窒素ガス供給系供給遮断弁点検において、弁棒に腐食が認められたため、対応検討	C	
6	3号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器（A）ドレン配管連絡逆止弁点検において、弁体取付ボルト部（アームとの接続部）に破損が認められたため、当該部品を交換	C	
7	3号機	取水設備バー回転式スクリーン（B）点検において、駆動電動機用電線管内に水（少量）が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	主タービン複合中間弁（NO. 5）の浸透探傷検査において、整流板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	3号機	主タービン複合中間弁（NO. 6）の浸透探傷検査において、整流板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	低圧タービンロータ目視検査において、翼端部（エロージョンシールド板）に浸食（A：61枚・B：4枚・C：2枚）が認められたため、当該部を修理	D	
11	3号機	低圧タービン（C）下半タービン側10段ダイヤフラムの浸透探傷検査において、円形指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	主復水器逆洗弁ピット廻りの手摺りに錆の発生が認められたため、当該部を補修塗装	D	
13	3号機	高圧タービンダイヤフラム締付ボルトの磁粉探傷検査において、ボルトのネジ山部に線状指示模様が認められたため、当該ボルト（10本）を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	非常用ガス処理系排風機（C）点検において、羽根車をシャフトに固定する嵌め合い部のキー間隙に管理値外れが認められたため、当該キーを交換	D	
15	3号機	復水脱塩塔（No. 7）入口流量電気式演算器点検・校正において、出力値が変動（安定しない）する現象が認められたため、当該演算器を修理	D	
16	4号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ（B）軸受メカニカルシールにリーク（鉛筆芯1本）が認められたため、対応検討	C	
17	4号機	中央制御室非常用炉心冷却系ポンプ吸込現場圧力計監視映像モニタにおいて、現場大気圧力計の画像が映らないため、当該モニタを点検・修理	D	
18	5号機	取水口監視カメラ制御盤（中継装置電源盤）の冷却ファンモータに絶縁不良が認められたため、当該ファンモータを交換	D	
19	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率記録計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
20	5号機	循環水ポンプ（C）軸グラウンド室入口扉の鍵穴不良が認められたため、当該鍵穴を点検・修理	D	
21	5号機	燃料プール冷却材浄化系の逆洗用空気貯槽出口弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	6号機	屋外硫酸貯蔵タンク廻りの塩害防止カバーにひび割れ及び架台階段のグレーチング留め具の腐食が認められたため、当該部を修理	D	
23	6号機	原子炉再循環系MGセットオイルクーラ（A）冷却水調整弁バイパス弁に動作不良（1/3開までで全開しない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	6号機	原子炉再循環系MGセット補機冷却海水ポンプ出口Wストレーナ差圧計出口側元弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ軸シール水戻り配管及び同回収タンクベント配管中間ファンネルより、配管及び上蓋のシール材不良のため、漏水（約2リットル）が認められたため、当該ファンネル部を点検・修理	C	
26	6号機	残留熱除去系海水ポンプ（B）のモータ軸受冷却水ストレーナ（B）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで